

一般社団法人 食肉科学技術研究所定款

一般社団法人 食肉科学技術研究所定款

平成 16・3・1 制定
平成 16・5・27 変更
平成 21・5・28 変更
平成 27・5・27 変更
平成 29・5・30 変更
令和 2・5・27 変更

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人食肉科学技術研究所という。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都渋谷区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、食肉、食肉製品等の試験、検査、研究等を行い、食肉及び食肉製品等の品質の改善および向上、安全性の確保並びに製造技術の向上を図り、もって食肉加工業及び関連業界の発展に資することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 食肉、食肉製品等の日本農林規格に係る認証、格付のための製品検査及びその証明
- (2) 依頼による食肉、食肉製品等の分析及び衛生検査並びにその証明
- (3) 食品衛生法による試験検査及びその証明
- (4) 食肉の加工及び製造の技術開発及び普及啓蒙
- (5) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第5条 当法人の公告は、電子情報によるホームページ(<http://www.shokunikukaken.jp>)に掲載して行なう。

第2章 社 員

(社員)

第6条 当法人の社員は、当法人の目的に賛同して入社した者とし、次の2種類とする。

- (1) 正 社 員 食肉加工あるいは食肉製品製造を事業とする者

(2) 賛助社員 食肉加工あるいは食肉製品製造の業に関連する事業を行なう者

(入社)

第7条 当法人の社員になろうとする者は、理事会の議決を経て理事長が別に定める入社申込書により、理事長に申し込まなければならない。

2 入社は、社員総会が別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、理事長が本人に通知するものとする。

(退社)

第8条 社員は、次の各号の一に該当するときは、当法人を退社する。

- (1) 社員から退社の申し出があったとき
- (2) 社員たる資格を喪失したとき
- (3) 破産の宣告を受けたとき
- (4) 死亡又は解散
- (5) 経費を引続き 2 年以上納入しないとき
- (6) 除名

2 前項第 1 号の申出は、理事長が別に定める退社届出書をもって 1 カ月前までに理事長に提出して行わなければならない。

(除名)

第9条 当法人は、社員が次の各号の一に該当するときは、社員総会において総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の 3 分の 2 以上の議決権を有する者の賛成を経て、その社員を除名することができる。この場合には、当法人は、その総会の開催の日の 10 日前までにその社員に対して、その旨を書面をもって通知し、かつ、社員総会で議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 当法人の事業を妨げ、または当法人の名誉を毀損する行為をしたとき。
- (2) 定款又は社員総会の決議を無視する行為をしたとき。

2 理事長は、除名の決議のあったときは、その旨を当該社員に通知するものとする。

(加入金)

第10条 社員は、入社の際に社員総会で別に定める加入金を納入しなければならない。

2 加入金は、退社の場合においてもこれを返還しない。

(経費)

第11条 社員は、毎年度社員総会で別に定める経費を納入しなければならない。

2 既納の経費は、退社の場合においても、これを返還しない。

(届出)

第12条 社員は、次の各号の一に該当するときは、7 日以内に当法人に届け出なければならぬ。

- (1) 名称及び代表者の氏名、住所又は事業所の所在地を変更したとき
- (2) 事業の全部もしくは一部を休止し又は廃止したとき

(社員名簿)

第 13 条 当法人は、社員の名称及び住所を記載した名簿を作成し、主たる事務所に備え置くものとする。

(設立時の社員の名称および住所)

第 14 条 設立時の社員の名称及び住所は次の通りとする。

東京都渋谷区恵比寿一丁目 5 番 6 号

社員 社団法人日本食肉加工協会

兵庫県神戸市灘区備後町三丁目 2 番 1 号

社員 伊藤ハム株式会社

埼玉県熊谷市大字万吉 2685 番地 1

社員 株式会社中西ハム

長野県上田市大字下塙尻 950 番地

社員 信州ハム株式会社

東京都品川区東品川三丁目 2 番 16 号

社員 大和食品工業株式会社

広島県広島市西区草津港二丁目 6 番 75 号

社員 福留ハム株式会社

第 3 章 役 員 等

(役員の定数及び選任)

第 15 条 当法人に次の役員を置く。

(1) 理事 18 人以内

(2) 監事 5 人以内

2 理事及び監事は、社員総会において選任する。

3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

4 理事のうちから理事長 1 人及び専務理事 1 人を互選する。

5 理事のうち、同一親族（3 親等以内の親族及びこの者と特別な関係にある者を含む。）又は特定の企業の関係者である理事の割合は、それぞれ理事現在数の 3 分の 1 を超えてはならない。

6 理事のうち、委託等を行う官庁の出身者と委託等された検査等に関わる業界の関係者の割合は、理事現在数の 2 分の 1 を超えてはならない。

(役員の職務)

第 16 条 理事長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

2 専務理事は、理事長を補佐し、事務局を統轄して会務を処理し、理事長に事故があるときはその職務を代行し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

3 理事は、理事会を組織し、業務の執行を決定する。

4 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第 17 条 理事及び監事の任期は、就任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終了の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員による理事の任期は、前任者又は現任者の残任期間とし、補欠による監事の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の解任)

第 18 条 当法人は、役員が、当法人の役員としてふさわしくない行為をしたときその他特別の事由があるときは、社員総会において、理事にあっては出席した社員の過半数をもって、監事にあっては総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上の議決権を有する者の賛成を経て解任することができる。この場合には、当法人は、その社員総会の開催日の 1 週間前までに、その役員に対してその旨を書面をもって通知し、かつ、社員総会で議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

(役員の報酬)

第 19 条 役員は無報酬とする。

2 前項の規定にかかわらず、常勤の役員には、社員総会の議決を経て報酬を支払うことができる。

(顧問)

第 20 条 当法人に顧問を置くことができる。

2 顧問は、学識経験のある者のうちから、理事会の承認を得て理事長が委嘱する。

3 顧問は、当法人運営上の重要事項について、理事長の諮問に応ずる。

第 4 章 社 員 総 会

(社員総会)

第 21 条 当法人の社員総会は、定時総会及び臨時総会とする。

2 社員総会は、社員をもって構成する。

- 3 社員総会の開催は、理事会において決定する。
- 4 社員総会の議長は、総会において出席社員の役員のうちから選出する。
- 5 定時総会は、毎年1回5月に開催する。
- 6 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 理事会において理事の過半数が必要と認めたとき
 - (2) 総社員の10分の1以上から会議の目的たる事項及び召集の理由を示した書面により請求があったとき
- 7 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があつたものとみなし、社員総会の決議があつたものとみなされた日から10年間、同意の意思表示された書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

(社員総会の招集)

第22条 社員総会は、理事長が招集する。

- 2 前条第6項第2号の規定による請求があつたときは、遅滞なく臨時総会を招集しなければならない。
- 3 社員総会の招集は、少なくとも開催日の2週間前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって社員に通知を発しなければならない。
- 4 前各項の規定にかかわらず総社員の同意があるときには、招集手続きを省略することができる。

(社員総会の議決方法等)

第23条 社員総会は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席しなければ開くことができない。

- 2 正社員は、社員総会において、各1個の議決権を有する。
- 3 社員総会においては、前条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、次条第1号から第4号までに掲げる事項を除き、緊急を要する事項について出席した社員（書面又は代理人により議決権を行使するものを除く。）の全員の同意を得たときは、この限りでない。
- 4 総会の議事は、出席した社員の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会の議決事項)

第24条 この定款において別に定める事項のほか、次の各号に掲げる事項は、社員総会の議決を経なければならない。

- (1) 定款の変更

- (2) 解散及び残余財産の処分
- (3) 基金、加入金及び経費の額並びにその徴収方法の決定又は変更
- (4) 貸借対照表及び損益計算書ならびに剩余金の処分又は損失の処理に関する議案の承認
- (5) その他当法人の運営に関する重要事項

(書面又は代理人による議決)

第 25 条 やむを得ない理由により社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項につき、書面（総社員の承諾ある場合に限る。）又は代理人をもって議決権を行使することができる。

- 2 前項の書面は、社員総会の前日までに当法人に到着しないときは無効とする。
- 3 第 1 項の代理人は、代理権を証する書面を当法人に提出しなければならない。
- 4 第 1 項の規定により議決権を行使するものは、出席したものとみなす。

(議事録)

第 26 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。この場合、議長及び総会において選定された議事録署名人 2 人が、議事録に記名押印する。

第 5 章 理 事 会

(理事会の構成等)

- 第 27 条 理事会は理事をもって構成する。
- 2 理事会は、必要に応じ理事長が招集する。
 - 3 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。
 - 4 監事は理事会に出席し、必要に応じ意見を述べることができる。

(理事会の議決事項及び決議)

第 28 条 この定款において別に定める事項のほか、次の各号に掲げる事項は、理事会において審議し、又は決定するものとする。

- (1) 社員総会に付議すべき事項及び社員総会の招集に関する事項
 - (2) 社員総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) 業務を執行するための計画、組織及び管理の方法
 - (4) 理事長及び専務理事の職務執行の監督
 - (5) 理事長及び専務理事の選任及び解任
 - (6) 諸規程の制定又は改廃に関する事項
 - (7) 基金の増加、募集、割当て、払込み等に関する事項
 - (8) その他理事会において必要と認めた事項
- 2 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって

行う。

- 3 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。
- 4 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。この場合、出席した理事長及び監事は、議事録に記名押印する。
- 5 理事会の決議に参加した理事であって第4項の議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定する。
- 6 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。
- 7 議事録又は第6項の同意の意思表示書面若しくは電磁的記録は、理事会の日から10年間、事務所に備え置かなければならない。

第6章 基 金

（基金の拠出者の権利に関する規定）

第29条 拠出された基金は、当法人が解散するときまで返還しない。但し、第32条第2項の場合には返還を受けることができる。

（基金拠出、現物拠出）

第30条 基金拠出の申し込みをする者は、拠出者の氏名又は名称、住所、拠出金額等、現物拠出する者は、氏名又は名称、住所、当該財産及び価格等を、理事会の定めに従い、記載、署名し、理事会の承認を受けるものとする。なお、現物拠出の場合は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法」という。）第137条の規定により処置するものとする。

（基金の割当て）

第31条 理事会は、当該者が拠出すべき基金の額を減額、又はないものとすることができる。

（基金の返還の手続）

第32条 基金の返還は、当法人の清算手続に従って行う。

- 2 前項にかかわらず、定時社員総会における剰余金処分案を承認する旨の決議に基づいて基金の返還を行なうことができる。

第7章 委 員 会

（委員会）

第 33 条 理事長は、当法人の事業の円滑な運営を図るため、必要と認めるときは、理事会の議決を経て委員会を置くことができる。

- 2 委員は、専門的な知識を有する者のうちから、理事会の承認を得て、理事長が委嘱する。
- 3 委員会の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第8章 事務局等

(事務局及び職員)

第 34 条 当法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に、職員を置く。
- 3 事務局及び職員に関する事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

(業務の執行)

第 35 条 当法人の業務の執行方法については、理事会で定める。

(書類及び帳簿の備え付け)

第 36 条 当法人は、事務所に、次に掲げる書類及び帳簿を備え付けて置かなければならない。

- (1) 定款
- (2) 社員名簿及び社員の異動に関する書類
- (3) 役職員等の氏名、住所及び略歴を記載した書面
- (4) 基金総額及び拠出者名
- (5) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (6) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (7) 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
- (8) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (9) その他必要な書類及び帳簿

第9章 資産及び会計

(事業年度)

第 37 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終わる。

(資産の構成)

第 38 条 当法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 基金
- (2) 加入金及び経費
- (3) 寄付金品

- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第 39 条 当法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会において定める。

(経費の支出の方法等)

第 40 条 当法人の経費は、資産の額を超えて支出してはならない。

2 第 4 条 1 号に掲げる事業に係る経理については、特別の勘定を設けて、他の事業に係る経理と区分して経理しなければならない。

(借入金)

第 41 条 当法人は、その事業に要する経費の支出に充てるため、あらかじめ理事会において定めた額を限度として、その事業年度の収入をもって償還する一時借入金の借入れをすることができる。

2 当法人は、その事業に要する経費の支出に充てるため、社員総会において出席した社員の議決権の 3 分の 2 以上の賛成を経て、資産の額を限度として、長期借入金の借入れをすることができる。

(事業計画及び収支予算)

第 42 条 事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 43 条 事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 5 号の書類について定時総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号及び第 4 号の書類については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書
- (5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(監査等)

第 44 条 理事長は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、定時社員総会開催の日の 5 週間前までに書類を、3 週間前までに付属明細書を監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- (1) 貸借対照表
- (2) 損益計算書
- (3) 事業報告書
- (4) 剰余金の処分又は損失の処理に関する議案

- 2 監事は、前項の書類を受領したときはこれを監査し、4 週間以内に監査報告書を理事長に提出しなければならない。
- 3 理事長は、第 1 項の書類及び前項の監査報告書について、定時社員総会の承認を得た後、これを事務所に備え付けて置かなければならぬ。

第 10 章 定款の変更、解散及び残余財産の処分

(定款の変更)

第 45 条 この定款は、社員総会において総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の 3 分の 2 以上の議決権を有する者の賛成を経て変更することができる。

(解散)

第 46 条 当法人は、一般法第 202 条第 1 項の事由により、社員総会において総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の 3 分の 2 以上の議決権を有する者の賛成を経て解散する。

(解散の場合の残余財産の処分)

第 47 条 当法人が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、社員総会において総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の 3 分の 2 以上の賛成を経て当法人の目的と類似の目的を有する他の団体に寄付するものとする。

附 則

(最初の事業年度)

第 48 条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成 16 年 3 月 31 日までとする。

(最初の理事及び監事の任期)

第 49 条 当法人の最初の理事及び監事の任期は、いずれも就任後 1 年内の最終事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。

- ・ この定款は、公証人の認証を受けた日(平成 16 年 3 月 1 日)から効力を有する。

- ・この定款の変更は、社員総会において賛成された日(平成 16 年 5 月 27 日)から効力を有する。
- ・この定款の変更は、社員総会において賛成された日(平成 21 年 5 月 28 日)から効力を有する。
- ・この定款の変更は、社員総会において賛成された日(平成 27 年 5 月 27 日)から効力を有する。
- ・この定款の変更は、平成 29 年 5 月 30 日から効力を有する。
- ・この定款の変更は、社員総会において賛成された日(令和 2 年 5 月 27 日)から効力を有する。